

災害にあった場合の税金の優遇措置

この度の台風・大雨などに際し、被害を受けられた皆様方へ心からお見舞い申し上げます。
自然災害が増えている昨今、万が一災害にあった場合には税金に関しての優遇措置があります。

《申告などの期限の延長・納税の猶予》

・申告などの期限の延長

災害等の理由により申告・納付などをその期限までにできないときは、その理由がやんだ日から2ヶ月以内の範囲でその期限を延長することができます。

・納税の猶予

災害等により財産に相当の損失を受けたときは、所轄税務署長に申請をすることによって納税の猶予を受けることができます。

《予定納税の減額・源泉徴収の徴収猶予など》

所得税の軽減免除は、最終的には翌年の確定申告で精算されますが、災害等が発生した後
に納期限の到来する予定納税や源泉徴収税額などについて、確定申告の前にその減額又は
徴収猶予などを受けることができます。

《所得税の全部又は一部の軽減（確定申告）》

地震、火災、風水害などの災害により住宅や家財などに損害を受けた場合は、①確定申告
を行うことで所得税法による雑損控除の方法、又は、②災害減免法による所得税の軽減免
除による方法のどちらか有利な方法を選ぶことによって、所得税の全部又は一部を軽減す
ることができます。

《災害により被害を受けた場合の法人税の特例》

・災害損失欠損金の繰戻による法人税額の還付

災害のあった日から1年以内に終了する事業年度において、災害損失欠損金額がある場合
には、その事業年度開始の日から1年（青色申告書の場合には2年）以内に開始した事業
年度の法人税額のうち災害損失欠損金額に対応する部分の金額について、還付を請求す
ることができます。

・災害損失欠損金額がある場合の仮決算の中間申告による所得税額の還付

災害のあった日から6月以内に終了する中間期間において、災害損失欠損金額がある場合
には、仮決算の中間申告で控除しきれなかった所得税額の還付を受けることができます。

注：災害損失欠損金額とは、棚卸資産や固定資産などについて災害のあった事業年度に災害
により生じた損失の額をいいます。